

北九条小学校いじめ防止基本方針

令和7(2025)年3月改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

札幌市立北九条小学校（以下「本校」という。）は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条、札幌市教育委員会・こども未来局の方針に基づき、基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

また、本校のいじめ対策組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。

さらに、本校では、いじめ対策委員会を「学校いじめ防止基本方針」に位置付け設置し、いじめに対して組織的かつ速やかに対応する。いじめ対策委員会の構成員については、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター(保健主事)、通級担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とする。また、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家や地域の関係者等を加えたり、速やかな対応が必要な場合は構成員を絞ったりするなど、その都度柔軟に運営する。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様について、以下のように示されている。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、学校の役割と責任を自覚しなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」(第1の2)では、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は、札幌市や本校のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

3 学校いじめ防止基本方針

以下のことを意図して、学校いじめ防止基本方針を策定する。

- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するため、認知及び解消については、学級担任など個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- ・学校の対応を示すことは、児童及びその保護者が学校生活を送る上での安心感につながるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

(1) いじめの未然防止の取組

① 「いじめ」についての理解

- 1) 低学年のうちから、教職員と児童が「いじめとは何か」「何がいじめなのか」について認識を共有する。「してはいけないこと」を低学年から具体的に意識付けする。何が「いじめ」なのかを伝える。
- 2) 被害児童の気持ちを理解した上で支援を行う。被害児童は、一人で不安や悩みを抱え、いじめが深刻化する場合がある。
- 3) 加害児童や関係児童の指導、支援を行う。保護者や専門家と連携し、加害児童の内面を「なぜいじめを行ってしまうのか」という視点で捉え、指導に生かす。

② 豊かな心の育成

- 1) 道徳教育を充実させ、生命の尊重・思いやりの心を育む教育活動に取り組む。
- 2) 一人一人が大事にされていることを実感できるようにし、自己肯定感や自己有用感を育む。
- 3) 家庭や地域との連携や外部講師の活用などを工夫しながら行う。

③ 学習における学び合いの推進

- 1) 児童が安心して学習に取り組めるよう、学び合いにおける授業規律（発言の聴き方、発表の仕方等）を育む。
- 2) 少人数グループや学級において、互いを尊重した学び合いを適宜取り入れる。
- 3) 学級における学び合いが高まるよう、担任をもたない教員や学びのサポーターなど複数の教職員で児童を支える体制をつくる。

④ 児童会によるいじめ防止の取組

- 1) 自己肯定感、自己有用感を育むために、互いに助け合い支え合う活動や、あいさつ運動等よりよい学校づくりのために発信する取組を通して、いじめ防止活動を推進する。

例) 書記局と各委員会が連携し、いじめ撲滅に向けた活動を推進。「児童版 学校いじめ防止基本方針」の作成、全校クラスルームによる発信、学年を越えた企画等。

⑤ 異学年交流の取組

- 1) 花の輪活動や低中高各ブロックによる異年齢集団で、遊んだり、学んだりすることを通して、自分を律したり相手を思いやったりする心や言動等を育む。

⑥ 情報モラル教育の推進

- 1) 児童及び保護者に情報モラルに関わる内容について、全校クラスルームやホームページ等を活用して周知をしたり、懇談会で話題にしたりする。

⑦ 学校いじめ防止基本方針の教職員の共通理解

- 1) 学校経営案へ学校いじめ防止基本方針に関わる内容を位置付ける。
- 2) 学校経営案提示時に校長から及び特別委員会（いじめ対策委員会）提案時には実務担当者から、本方針について説明をする。
- 3) 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を参考として、いじめの疑いを把握した場合の対処マニュアル【別添1】「いじめ対応フローチャート」を策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- 4) 年度初めには、【別添1】「いじめ対応フローチャート」や【別添2】「重大事態発生時対応フローチャート」、【別添4】「早期発見のためのチェックリスト」、【別添6】「いじめアセスメントシート」を教職員間で共有する。
- 5) 必要に応じて、本方針内容を見直し、更新する。

⑧ 校務の効率化

- 1) 教育活動の精選や見直しによる担任の業務軽減を図る。
- 2) 教職員が児童と向き合う時間を確保するため、校務分掌の適正化を図る。
例) 学びのサポーター、相談支援パートナー、加配人材等の有効活用
例) 担任の専門性や得意分野を生かした専科指導を取り入れた授業交流

⑨ 地域や家庭との連携

- 1) 本方針をホームページで公開して、いじめ防止の取組についていつでも見られるようにし、共通理解を図る。
- 2) P T Aや地域の方との会議や懇談会などで、【別添5】「子どもの様子チェックリスト～家庭用～」を配布し、児童の情報を交流する。
- 3) 進学に関わり、地域等の中学校との引継ぎの際に、児童の情報を伝える。

⑩ 若手教員や学級経営に困りを抱える教員を支える組織づくり

- 1) 授業改善部が、担任の実践的指導力の向上に資する研修を企画、実施する。
- 2) 学年で時期（長期休み明けや前期終了時等）を合わせて、【別添4】「早期発見のためのチェックリスト～担任用～」を実施し、児童の状況を把握する。
- 3) 担任をもたない教員や加配教員、相談支援パートナーなどが、【別添1】「いじめ対応フローチャート」や【別添4】「早期発見のためのチェックリスト」、【別添6】「いじめアセスメントシート」を使用しながら、担任の生徒指導に関わる困りに寄り添い、助言をしたり、支えたりする。
- 4) 望ましい学級経営ができるよう、担任をもたない教員がサポートしたり、学年の教員が専科指導をしたりするなど、複数の教職員で担任を支える体制をつくる。

⑪ 事案が起きた時の即時的な情報共有体制

- 1) 複数の教職員がそれぞれ集めた情報を、いじめ対策委員会において集約し共有を図る。また、アンケート結果など過年度の情報も含め、校務支援システムを効果的に活用し、児童ごとに個別の情報をまとめ、経年的に把握できるようにする。

⑫ 児童の心の変化や成長を捉える組織的対応

- 1) 学級編成を毎年実施する。
- 2) 通級教員と学級担任が連携し、校内支援や保護者面談等を推進する。
- 3) 児童理解全体会へスクールカウンセラーの参加を随時依頼する。
- 4) 教職員は、児童一人一人に積極的に関わる、休み時間に児童と遊ぶ、他学年の児童にも関わるなど、全校で見守り育てる意識をもつ。
- 5) いじめられた児童へ、事実とその時の気持ちについて分けて聴取する。
- 6) 児童が心と身体の状態を毎日入力する、1人1台端末「心の健康観察」アプリの情報から、児童の心の変化を把握する。

(2) いじめの早期発見の取組

① 児童のよさや困り等の把握

- 1) 校務PC掲示板や日常の打合せの中で得た情報を、学年間や担任外等と共有する。
- 2) 特別支援教育コーディネーターが収集・集約した情報を関係教職員で共有する。

② アンケート「悩みいじめ調査」の実施・対応

- 1) 年2回程度（6月と11月）調査を実施する。
- 2) アンケート調査の目的は、いじめがあるかないかという「事実確認」と児童のい

じめに対する「意識の確認」である。担任だけではなく、いじめ対策委員会の委員等複数で調査結果に目を通す。

- 3) 調査集約後、いじめ対策委員会を開催し、認知したいじめの事実及び児童の意識について共有、対応を検討する。
- 4) 進学時、6年生（4～6年生の3年間分）の本調査の結果は、中学校に用紙そのものを引き継ぐ。

③ 児童と保護者との関わりによる児童理解

- 1) 登下校時、玄関や教室で、児童や保護者と話したり、様子を見たりする。
- 2) 児童の学校での様子について、適時保護者へ伝え、家庭での様子を伺う。【別添4】「早期発見のためのチェックリスト～担任用～」や【別添5】「子どもの様子チェックリスト～家庭用～」を活用する。
- 3) 児童や保護者が、不安や悩みをいつでも相談できる教育相談体制を整える。スクールカウンセラーや学びのサポーター、相談支援パートナーなどを有効に活用する。

(3) いじめへの対応

① いじめ対策委員会の設置

1) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ・アンケート調査や教育相談等について計画的に実施する。
- ・いじめに関わる情報の集約、いじめ事案が発生した際の会議の招集を行う。
- ・いじめ事案への対応を検討する。
- ・教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- ・児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の改訂を行う。
- ・重大事態への対応を行う。
- ・年度初めと年度末及び月1回定期的に実施される「いじめ対策委員会」において、【別添3】『「いじめ対策委員会」チェックリスト』を活用し、本委員会の推進に努める。

2) 組織の構成

- ・いじめ対策委員会の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- ・構成員については、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター(保健主事)、

通級担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とする。また、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家や地域の関係者等を加える。

- ・いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応する必要があることから、出席可能な構成員のみで会議を開催する。この場合は、定例の会議で内容等を確認する。
- ・校長不在時は、教頭、次に主幹教諭、教務主任の順で筆頭となり、対応にあたる。会の内容は、筆頭から校長に報告し助言及び決裁を得る。
- ・構成員が会に参加の場合は、後日個別に意見を求め、対応に反映していく。
- ・定例の会を月に1回開催する。開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙E表）」に位置付ける。
- ・月1回の定例会では、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。低中高ブロックごとに児童の様子を交流するなど、進め方は随時検討しながら行う。
- ・いじめに係るアンケート実施後は、アンケート結果や面談等の内容について共有し、対応を検討するために、本会を必ず開催する。
- ・学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ・校内学びの支援委員会と学校いじめ対策組織を兼ねて実施する場合は、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

② 組織として速やかで適切な対応

- 1) いじめと判断される事例があったときには、即時【別添6】「いじめアセスメントシート」を活用しながら児童から話を聴く。
- 2) 【別添1】「いじめ対応フローチャート」に則り、加害児童の問題行動について、速やかに指導を行うため、特別支援教育コーディネーターに相談し、加害児童の保護者とも連携しながら対応を進める。
- 3) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- 4) 「いじめ対策委員会」を定期的及び随時開催し、【別添7】「いじめアセスメントシート 進捗管理用（会議記録）」を活用しながら事案に対する対応を検討する。
- 5) いじめ解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

6) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）】

7) いじめに関する個別の対応状況の記録については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

(4) 重大事態への対応

本校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、【別添2】「重大事態発生時対応フローチャート」に基づき、速やかで適切な方法により、事実関係を明確に調査する。

「重大事態」とは

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたケース
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらない。
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校で重大事態に係る調査を行ったときには、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。また、市教委や外部機関と連携しながら、被害児童及び加害児童への心的ケアにあたるなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他の専門家からの助言を基にした対応を検討する。

□別添資料

【別添1】いじめ対応フローチャート

【別添2】重大事態発生時対応フローチャート

【別添3】「いじめ対策委員会」チェックリスト

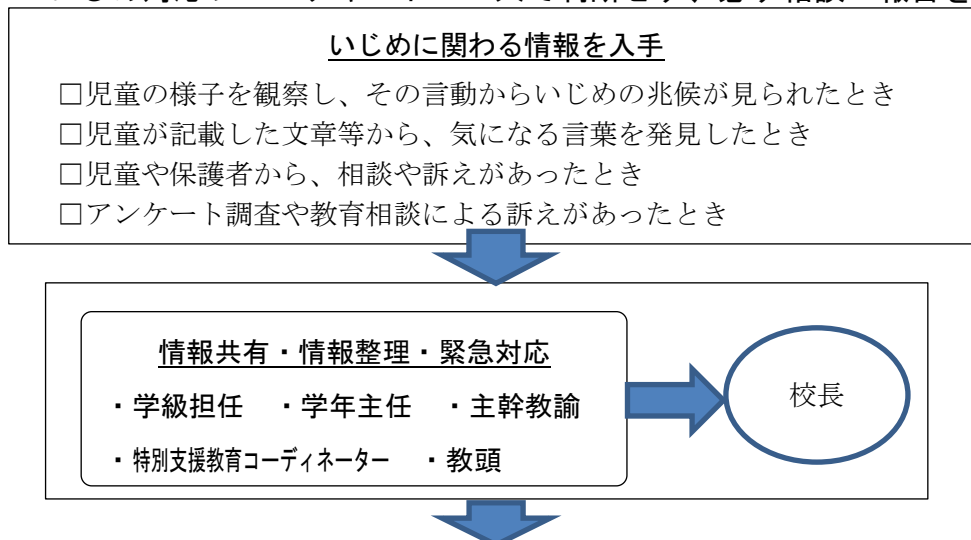
【別添4】早期発見のためのチェックリスト～担任用～

【別添5】子どもの様子チェックリスト～家庭用～

【別添6】いじめアセスメントシート

【別添7】いじめアセスメントシート 進捗管理用（会議記録）

【別添1】 いじめ対応フローチャート「一人で判断せず、必ず相談・報告を」



「いじめ対策委員会」の開催

構成員は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター(保健主事)、通級教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とする。必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家や地域の関係者等を加える。

① 認知した情報の整理・共通理解 (【別添6】を活用)

- ・認知までの経緯
- ・いじめの態様
- ・関係者(被害・加害・周囲)

② 調査方針の決定

- ・緊急度の確認(自殺・不登校・自傷行為等の危険度)
- ・聴取や指導の際に留意すべきことの確認

③ 役割分担

- ・被害児童からの聴取と支援担当
- ・加害児童からの聴取と指導担当
- ・周囲の関係児童や全体への指導担当
- ・保護者、関係機関への対応担当

④ 調査・聴取の実施 (【別添6】参照)

- ・迅速な対応 ・適切な時間 ・適切な場所
- ・組織で対応 ・正確な情報
- ・情報提供に対する報復への注意
- ・注意、叱責、説教だけで終わらないこと

⑤ 情報集約・事実関係の把握=いじめの認知

⑥ 調査資料の整備・保護者等への連絡

⑦ 指導方針の決定

⑧ 支援・見守り体制、いじめ解消の確認

- ・被害児童に対する心理的・物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低3か月継続
- ・被害児童が苦痛を感じていないこと
- ・保護者や専門家と連携した加害児童への指導と見守り

職員会議

報告・共通理解・協力

保護者

適時連絡・見守り協力

教育委員会

報告・支援
重大事態の対応
調査主体の指示

関係機関等

・SSW ・警察
・児童相談所
相談・協力依頼

1 重大事態発生の報告

□教育委員会を通じて市長に重大事態の発生を報告

2 調査主体の判断

□教育委員会が発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童又は保護者の申立などを踏まえて、学校と教育委員会のどちらが主体になるかを判断する。

学校が調査の主体の場合

本校「いじめ対策委員会」に弁護士等の専門家を加えて実施

教育委員会が調査の主体の場合

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

3 調査の実施

■調査の目的：事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同種の事態の発生の防止を図る。※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではない。事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

- ・いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

■調査の方法：いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

4 調査結果の提供及び報告

■調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は学校からいじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で状況を提供する。

■教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

5 必要に応じた再調査の実施

■調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、再調査を行う。

■再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う。

6 再調査結果の報告・提供

■再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童及び保護者に対して適時適切な方法で行う。

■市長は、再調査の結果を議会に報告する。

7 調査結果・再調査結果の措置

■市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の未然防止のために必要な措置を講ずる。

「いじめ対策委員会」チェックリスト

	項目	☑	内容
1	委員の構成等		いじめ対策委員会は、複数の教職員及び専門的な知識を有する者で構成している。
2	年間指導計画への位置付け		いじめ防止に係る年間指導計画を策定している。 例) 校内研修、いじめに関わる授業、児童への調査アンケート、個人面談、懇談会での説明等
3	委員会の設定		定期的に委員会を設定し、実施している。
			事案発生時に委員会を開催し、取組の進捗状況や児童の状況等について確認し、対応策を決定している。
4	情報収集と共有		事案発生時、教職員が、誰にどのような手順で報告するかをチャート図で示し、共通理解を図っている。
			児童の様子で気になることやトラブル等について、報告を受け、教職員間で情報を共有している。
5	いじめの認知		教職員から児童の様子で気になること等が報告された場合、事実確認の方法を決定している。
			本委員会がいじめの報告を受け、事案がいじめであるかどうかについて、組織として判断している。
6	対応方針の協議		いじめの早期発見に向けた対応方針を協議している。
			事案ごとに、被害や加害の児童及びその保護者に対して、誰がどのように対応するか、役割分担をして決定している。
			対応方針について、担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認し、本委員会に報告している。
7	指導、助言		管理職が、担任等に適切に助言をしたり、相談にのったりしている。
			若手教員には、本委員会がきめ細かに指導・助言している。
8	記録の保管、引継ぎ		全ての事案について、本委員会で確認した共通の様式で記録を残し、他の教職員が確認できる方法で保管している。
			新年度は、担任がいじめに係る記録を確実に引継ぐ。「気付き」による引継。卒業生も、進学先にいじめに係る記録内容を引継ぐ。
9	学校評価の実施「学校いじめ防止基本方針」の改訂		「学校いじめ防止基本方針」の取組について、学校評価等で成果と課題を検証している。
			評価結果を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を改訂している。
			学校評価項目には「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を位置付けている。

【別添4】

早期発見のためのチェックリスト～担任用～

記入日：令和 年 月 日

記入者：

項目に当てはまる児童の名前を記載しましょう。

1		遅刻・欠席・早退が増えた。
2		保健室等で過ごす時間が増えた。またはすぐに保健室に行きたがる。
3		用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。
4		教職員の近くにいたがる。
5		登校時に、体の不調を訴える。
6		休み時間に一人で過ごすことが多い。
7		交友関係が変わった。
8		他の子どもの持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
9		表情が暗く、元気がない。
10		視線をそらし、合わそうとしない。
11		衣服の汚れやこすれた跡等が見られる。
12		持ち物や掲示板等にいたずらや落書きをされたり、物を隠されたりする。
13		体に擦り傷やあざができていことがある。
14		けがをしている理由を曖昧にする。

1		教室にいつも遅れて入って来る。
2		学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
3		発言したり、褒められたりすると、冷やかしやからかいがある。
4		グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。
5		グループを編成すると、机を離されたり避けられたりする。
6		給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。
7		食事の量が減ったり、食べなかったりする。

1		掃除の時間に一人だけ離れて掃除をしている。
2		ごみ捨てなど、いつも人の嫌がる仕事をしている。
3		一人で下校することが多い。

【別添5】

子どもの様子チェックリスト～家庭用～

記入日：令和 年 月 日

記入者：

家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられない子どももいます。早期に助けるため、次の項目にチェックをしてみてください。

1	朝、なかなか起きてこない。
2	いつもと違って、朝食を食べようとしない。
3	疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
4	登校時間が近付くと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴える。
5	友達の荷物を持たされている。
6	一人で登下校するようになる。遠回りあるいは時間帯をずらして登下校する。
7	途中で家に戻って来る。

1	服の汚れや破れ、体にあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
2	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがない。
3	いつもより帰宅が遅い。
4	電話に出たがらない。
5	お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
6	成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
7	食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

1	持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
2	学用品や持ち物がなくなっていく。買った覚えのない物を持っている。

1	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
2	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
3	友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール (SNS)を気にする。
4	いじめの話をするとう強く否定する。

1	親と視線を合わせない。
2	家族と話をしなくなる。学校の話避けるようになる。
3	親への反抗や兄弟をいじめる。ペットに八つ当たりする。

令和6年度	校種	小学校	札幌市立北九条小学校
【いじめアセスメントシート 記録】 児童生徒個人票			
いじめを受けた児童生徒 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 組 <input type="text"/> 番 氏名 <input type="text"/>			
認知日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
1	いじめの状況	・該当箇所に1を記入(最新の状態で記入) エラーチェック	
		<input type="checkbox"/> (1) 解消している (日常的に観察継続中) 【解消日】(令和 6年 10 月15日) <input type="checkbox"/> (2) 解消していない <input type="checkbox"/> (2)-① 解消に向けて取組中(いじめを認知してから3か月以上経過) <input type="checkbox"/> (2)-② 解消に向けて取組中(いじめを認知してから3か月以上経過していない) <input type="checkbox"/> (3) その他 ※いじめ問題による就学校の指定変更、転学等	
2	発見のきっかけ	・(1)または(2)の中から、該当箇所1つに1を記入(いじめを複数確認した場合は最新のものについて記入) エラーチェック	
		<input type="checkbox"/> (1) 教職員 <input type="checkbox"/> ① 担任 <input type="checkbox"/> ② 担任以外 <input type="checkbox"/> ③ 養護教諭 <input type="checkbox"/> ④ SC等 <input type="checkbox"/> ⑤ アンケート等 <input type="checkbox"/> (2) 教職員以外 <input type="checkbox"/> ① 本人 <input type="checkbox"/> ② 本人保護者 <input type="checkbox"/> ③ 他児童生徒 <input type="checkbox"/> ④ 他保護者 <input type="checkbox"/> ⑤ 関係機関 <input type="checkbox"/> ⑥ 家族 <input type="checkbox"/> ⑦ 友人 <input type="checkbox"/> ⑧ 地域	
3	被害児童生徒の相談状況	・(1)の場合は該当箇所に1を記入 複数回答可 エラーチェック	
		<input type="checkbox"/> (1) 相談あり <input type="checkbox"/> ① 担任 <input type="checkbox"/> ② 担任以外 <input type="checkbox"/> ③ 養護教諭 <input type="checkbox"/> ④ SC等相談員 <input type="checkbox"/> ⑤ 関係機関 <input type="checkbox"/> ⑥ 家族 <input type="checkbox"/> ⑦ 友人 <input type="checkbox"/> ⑧ 地域 <input type="checkbox"/> (2) 相談なし	
4	いじめの態様	・該当箇所に1を記入 複数回答可 エラーチェック	
		<input type="checkbox"/> (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる <input type="checkbox"/> (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる <input type="checkbox"/> (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする <input type="checkbox"/> (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする <input type="checkbox"/> (5) 金品をたかられる <input type="checkbox"/> (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする <input type="checkbox"/> (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする <input type="checkbox"/> (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる <input type="checkbox"/> (9) その他	
5	被害児童生徒への特別な対応	・被害側の子どもへの対応について該当箇所に1を記入 複数回答可 エラーチェック	
		<input type="checkbox"/> (1) SC等による継続的なカウンセリング <input type="checkbox"/> (2) 別室を提供したり常時教職員が付いたりして心身の安全 <input type="checkbox"/> (3) 緊急避難としての欠席 <input type="checkbox"/> (4) 教職員等が家庭訪問を実施 <input type="checkbox"/> (5) 年度途中での学級替え <input type="checkbox"/> (6) 市教委と連携して対応 <input type="checkbox"/> (7) 児相等、関係機関と連携した対応	
6	加害児童生徒への特別な対応	・加害側の子どもへの対応について該当箇所に1を記入 複数回答可 エラーチェック	
		<input type="checkbox"/> (1) SC等によるカウンセリング <input type="checkbox"/> (2) 校長、教頭が指導 <input type="checkbox"/> (3) 別室で授業等を行う <input type="checkbox"/> (4) 年度途中での学級替え <input type="checkbox"/> (5) 懲戒退学 <input type="checkbox"/> (6) その他の退学・転学 <input type="checkbox"/> (7) 停学 <input type="checkbox"/> (8) 出席停止 <input type="checkbox"/> (9) 自宅学習・自宅謹慎 <input type="checkbox"/> (10) 訓告 <input type="checkbox"/> (11) 保護者への報告 <input type="checkbox"/> (12) 謝罪の指導 <input type="checkbox"/> (13) 関係機関等との連携 <input type="checkbox"/> ① 警察 <input type="checkbox"/> ② 福祉機関 <input type="checkbox"/> ③ 医療機関 エラーチェック <input type="checkbox"/> ④ その他専門機関 <input type="checkbox"/> ⑤ 地域の人材や団体 未入力	

【別添7】

いじめアセスメントシート 進捗管理用（会議記録）

児童： 年 組 番 名前_____

いじめの概要	Whenいつ Whereどこで Who誰が(被害・加害) What何を Whyなぜ Howどのように 必要に応じて図も記載(どの位置で、どんなことをされたか)
	いじめの認知日： 年 月 日
被害児童 保護者の捉え	※事案について保護者がどのような思いをもっているのか
加害児童 保護者の捉え	※事案について保護者がどのような思いをもっているのか

学校の取組	学校いじめ対策組織における取組内容について具体的に記載
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と、学年の見守り ・各保護者への連絡 ・該当児童への指導
解消の判断	<p>※学校いじめ対策組織、保護者、当該児童生徒の認識をもとに判断する</p> <p>いじめの解消日： 年 月 日</p>